

諮問番号：平成30年度諮問第11号

答申番号：平成30年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

支給された保護費では生活することができないから、原処分は違法又は不当であり、保護費を増額してほしい。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいており、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分における保護費の算定に違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、支給された保護費では生活することができないから、原処分は違法又は不当であり、保護費を増額してほしいと主張するが、原処分は法令等に基づき適正に行われていると認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年6月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。この保護基準において、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより年間の需要を平均した月額で示されており、また、冬季加算については、世帯共通的な経費として都道府県ごとに加算期間及び地区別加算額が定められている。

こうした最低生活費の算定における基準生活費及び冬季加算の額は、専門技

術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、原処分は、保護基準に定める基準生活費及び冬季加算額により算定され、請求人の収入の認定も適正であることから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美